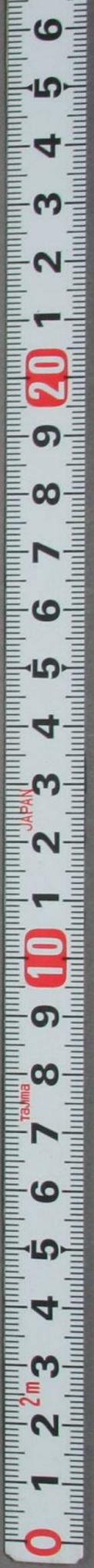


大鏡

一

利 5  
E99  
1

時 平 大 臣	昭 宣 公 基 經	長 良 中 納 言	良 相 大 臣	良 房 大 臣	冬 嗣 大 臣	卷 二 臣 家	三 條 院	花 山 院	令 泉 院	朱 雀 院	宇 多 院	陽 成 院	卷 一 文 德 天 皇
							後 一 條 院	圓 融 院	村 上 天 皇	醍 醐 天 皇	光 天 皇	清 和 天 皇	





Handwritten text in cursive Japanese style (sōsho) on the right page. The text is arranged in approximately 12 vertical columns, reading from right to left. The characters are fluid and connected, typical of the cursive style.

Handwritten text in cursive Japanese style (sōsho) on the left page. The text is arranged in approximately 12 vertical columns, reading from right to left. The characters are fluid and connected, typical of the cursive style.

Handwritten text in a cursive script, likely a letter or a page from a manuscript. The text is written in a fluid, connected style across approximately 12 lines.

Handwritten text in a cursive script, continuing from the previous page. The text is written in a fluid, connected style across approximately 12 lines.

Handwritten text in a cursive style, likely a preface or introduction. The text is written in a fluid, connected script across ten lines.

Handwritten text in a cursive style, continuing the preface or introduction. The text is written in a fluid, connected script across ten lines.

明治二十三年十月

飯田武郷



いしきぞこもむいりの人をもれりてはまほしき一ちもれだ  
あちをさるるていしき侍りてはまほしき侍りてはまほしき侍り  
まほしき侍りてはまほしき侍りてはまほしき侍りてはまほしき侍り  
ちり侍りてはまほしき侍りてはまほしき侍りてはまほしき侍り  
いしき侍りてはまほしき侍りてはまほしき侍りてはまほしき侍り  
まほしき侍りてはまほしき侍りてはまほしき侍りてはまほしき侍り  
のコトスリ小舎人コトスリの大丸コトスリがコトスリのコトスリのコトスリのコトスリのコトスリのコトスリ  
の宮コトスリのコトスリのコトスリのコトスリのコトスリのコトスリのコトスリのコトスリ  
ひきコトスリのコトスリのコトスリのコトスリのコトスリのコトスリのコトスリのコトスリ  
まほしき侍りてはまほしき侍りてはまほしき侍りてはまほしき侍り

らいにありし時を二十六年六月一日に  
らんにありし時を二十六年六月一日に  
事ありし時を二十六年六月一日に  
が故太政大臣コトスリのコトスリのコトスリのコトスリのコトスリのコトスリのコトスリ  
姓コトスリのコトスリのコトスリのコトスリのコトスリのコトスリのコトスリのコトスリ  
ヤコトスリのコトスリのコトスリのコトスリのコトスリのコトスリのコトスリのコトスリ  
らんにありし時を二十六年六月一日に  
まほしき侍りてはまほしき侍りてはまほしき侍りてはまほしき侍り  
ちり侍りてはまほしき侍りてはまほしき侍りてはまほしき侍り  
まほしき侍りてはまほしき侍りてはまほしき侍りてはまほしき侍り  
まほしき侍りてはまほしき侍りてはまほしき侍りてはまほしき侍り

一  
二  
三  
四  
五  
六  
七  
八  
九  
十  
十一  
十二  
十三  
十四  
十五  
十六  
十七  
十八  
十九  
二十  
二十一  
二十二  
二十三  
二十四  
二十五  
二十六  
二十七  
二十八  
二十九  
三十  
三十一  
三十二  
三十三  
三十四  
三十五  
三十六  
三十七  
三十八  
三十九  
四十  
四十一  
四十二  
四十三  
四十四  
四十五  
四十六  
四十七  
四十八  
四十九  
五十  
五十一  
五十二  
五十三  
五十四  
五十五  
五十六  
五十七  
五十八  
五十九  
六十  
六十一  
六十二  
六十三  
六十四  
六十五  
六十六  
六十七  
六十八  
六十九  
七十  
七十一  
七十二  
七十三  
七十四  
七十五  
七十六  
七十七  
七十八  
七十九  
八十  
八十一  
八十二  
八十三  
八十四  
八十五  
八十六  
八十七  
八十八  
八十九  
九十  
九十一  
九十二  
九十三  
九十四  
九十五  
九十六  
九十七  
九十八  
九十九  
一百

一  
二  
三  
四  
五  
六  
七  
八  
九  
十  
十一  
十二  
十三  
十四  
十五  
十六  
十七  
十八  
十九  
二十  
二十一  
二十二  
二十三  
二十四  
二十五  
二十六  
二十七  
二十八  
二十九  
三十  
三十一  
三十二  
三十三  
三十四  
三十五  
三十六  
三十七  
三十八  
三十九  
四十  
四十一  
四十二  
四十三  
四十四  
四十五  
四十六  
四十七  
四十八  
四十九  
五十  
五十一  
五十二  
五十三  
五十四  
五十五  
五十六  
五十七  
五十八  
五十九  
六十  
六十一  
六十二  
六十三  
六十四  
六十五  
六十六  
六十七  
六十八  
六十九  
七十  
七十一  
七十二  
七十三  
七十四  
七十五  
七十六  
七十七  
七十八  
七十九  
八十  
八十一  
八十二  
八十三  
八十四  
八十五  
八十六  
八十七  
八十八  
八十九  
九十  
九十一  
九十二  
九十三  
九十四  
九十五  
九十六  
九十七  
九十八  
九十九  
一百

大鏡卷之一  
序四  
大鏡卷之一  
序四

大鏡卷之一  
序四

Handwritten text in Arabic script, likely a religious or philosophical treatise. The text is written in a cursive style and spans the width of the page.

Handwritten text in Arabic script, continuing the text from the previous page. The text is written in a cursive style and spans the width of the page.





わが國の歴史をたゞしきりていふに  
かゝる歴史をたゞしきりていふに

大鏡の歴史をたゞしきりていふに  
かゝる歴史をたゞしきりていふに  
かゝる歴史をたゞしきりていふに  
かゝる歴史をたゞしきりていふに  
かゝる歴史をたゞしきりていふに  
かゝる歴史をたゞしきりていふに  
かゝる歴史をたゞしきりていふに  
かゝる歴史をたゞしきりていふに  
かゝる歴史をたゞしきりていふに  
かゝる歴史をたゞしきりていふに

大鏡の歴史

皇國の事、年記も、今にたゞしきりていふに  
古事記より、その文を我々國の古事記にしていふや、  
そのかゝる六國史も、漢文の事、かゝる神代の昔に  
起りて、孝天皇の代より、まはりて、後醍醐天皇の  
代に、この事、いふ、かゝる、國史に、  
かゝる、大鏡の、文徳天皇の代より、後醍醐天皇の、  
まはりて、百七十年、あまた、の、事、を、いふ、  
かゝる、朝廷の、事、あり、  
かゝる、攝政、関白の、大、事、あり、

一、我々の政治は、先づき、  
 國家の統一と、主權の保全を  
 第一の要として、之を期すべし。  
 二、我々の教育は、先づき、  
 國民の徳性と、實業の進歩を  
 第一の要として、之を期すべし。  
 三、我々の政治は、先づき、  
 國民の福利と、社会の進歩を  
 第一の要として、之を期すべし。  
 四、我々の政治は、先づき、  
 國民の自由と、社会の進歩を  
 第一の要として、之を期すべし。  
 五、我々の政治は、先づき、  
 國民の幸福と、社会の進歩を  
 第一の要として、之を期すべし。

一、我々の政治は、先づき、  
 國家の統一と、主權の保全を  
 第一の要として、之を期すべし。  
 二、我々の教育は、先づき、  
 國民の徳性と、實業の進歩を  
 第一の要として、之を期すべし。  
 三、我々の政治は、先づき、  
 國民の福利と、社会の進歩を  
 第一の要として、之を期すべし。  
 四、我々の政治は、先づき、  
 國民の自由と、社会の進歩を  
 第一の要として、之を期すべし。  
 五、我々の政治は、先づき、  
 國民の幸福と、社会の進歩を  
 第一の要として、之を期すべし。



六十三 冷泉院

六十四 圓融院

六十五 花山院

六十六 一條院

六十七 三條院

六十八 後一條院

五十九 宇多天皇

六十 文德天皇

日誌

七拾六十一

一 五十五代

文德天皇と申ける所門の仁明天皇の御第一の皇子  
 ちりし名いみ名ハ道康<sup>ミチカズ</sup>成母ハ太皇太后宮藤原順子と  
 申きそ其後左大臣贈西二位太政大臣冬<sup>フユ</sup>嗣のおや  
 どのあむしえちりし名のみか天長四年丁未八月  
 にうまれ給ひて成心あはれしくつたよしく人を志すに  
 めせり承和九年壬戌二月廿六日一<sup>ハ</sup>成之彼おれど  
 き八月四日東宮に立せ給ふ成和十六

別仁明天皇おやを成和九年八月四日東宮に立せ給ふ  
 恒貞<sup>トコサダ</sup>東宮をたうて成和のこを  
 を承和九年八月四日東宮に立せ給ふ



天皇の第四の皇子となり、母皇太后宮明子アキラケイコとヤキ、  
太政大臣良房ヨシフサのおやぶに成むしめたり。比々かざらるる嘉  
祥三年庚午二月廿五日に、母のついでに成むおぼろおぼろき  
おとぎの小一條の家にて父又かぎの位下つてせ給ひて五日  
といふ日うまれ給へり。けんこういのにをりさへ花やうり  
めでさかりけんとおぶえ侍まきげにかざら成心いつくしく、流  
かきつめでたさうおぼろまける惟喬の皇子の東宮あ  
らそし給へり。らんも、これ成事とさうおぼろれ  
やどて生まきあまはるの十一月廿五日東宮にを  
せ給ひて、天安二年戊寅八月廿七日成り九つとく

位下つてせ給ふ、貞観六年正月朔日成之、後、成り十五と  
り、世をたまたせ給ふり十八年、おちりき十八年十一月  
廿九日深碓の院にておちり成せ給ふ。元亨二年己亥五  
月八日成出家、成り二十、水の尾のみつとど中へ、これ  
成事ぞ、今これ成り源氏の武者乃族を、それおぼろ  
やけの成りつめ成り、うらいたるめ成り、母成之にてけいみ  
かき成り、成り給へり、貞観六年正月七日皇太后宮カク  
あがり、為給ふ、後の位下つて、十一年おぼろ、まはらめ成  
の后や中へ、これ成り時の護持僧と智證大師と、おぼろ  
まはらば、これ佛乃と、おぼろ僧に、おぼろ、らん、これ后

皇物のけのこはうけりて、れどえちめまゝらざりてん  
らさるれまけりて、まゝらにや、さうま  
え侍りき。

一 五十七代

つぎに、かど陽成天皇と申され、いゝ名貞明、清和天  
皇の第一の皇子なり、母を皇太后宮高子と申され、  
贈正一位太政大臣長良の御女とのむひめあり、ばこ  
らど貞親十年戊子十二月十六日深草の院にて生れ  
給へり、同十二年己丑二月一日御とて、二にて東宮にた  
らせ給ひて、おれど十八年丙申十一月廿九日に位につかせ

給ふ、あや、九、えき、六年壬寅正月一日、御え後、あや、  
十、又、世、成、志、し、せ、給、ふ、り、八年、位、あり、は、せ、給、ひ、て、二、條、院  
に、お、れ、は、は、ま、ら、の、の、せ、給、ひ、て、六、十、五、年、を、ま、を、ハ  
十一にて天曆二年九月廿九日にうけり、きせ給ふ、は、は、は、  
の、預、文、を、釋迦如来の二年、は、の、の、の、の、は、は、は、  
る、り、り、智、恵、ふ、の、の、思、ひ、う、ら、ん、が、だ、い、の、興、あ、れ、ど、  
佛の、あ、と、より、の、あ、と、高、い、ふ、向、の、後、の、せ  
め、さ、ち、ん、ち、ま、ら、る、こ、の、う、ら、ん、は、ゆ、め、り、見、え、り、は、母、后、  
清和の、み、の、の、より、を、九年の、御、神、ち、り、せ、ち、と、し、し、  
し、こ、に、陽、成、院、を、だ、し、ま、と、な、り、給、へ、り、り、え、き、文、元、年

正月に后に立せ給ひて申宮と申すは、  
六年正月七日皇太后宮にあり給ふは、  
の后宮のちやつと申すは、  
まゝいふまゝに申すは、  
てあてかくしめてまつたりけるは、  
もろと経の大后國經の大納言と申すは、  
一とくほやのりとも申すは、  
一たりと申すは、  
よと給ひたるは、  
らやもと申すは、

あつと申すは、  
一とくほやのりとも申すは、  
一たりと申すは、  
よと給ひたるは、  
らやもと申すは、  
まゝいふまゝに申すは、  
の后宮のちやつと申すは、  
六年正月七日皇太后宮にあり給ふは、  
正月に后に立せ給ひて申宮と申すは、

ふたもつーちまのくーけーきある事とまのーま  
こもあけけるもほそそらちらふけーたこた  
ちりて、いそちちーだめり、二條の后とちるあるは  
るちり、

一 五十八代

つたれかど、光孝天皇とちた、あいゝ名時<sup>トキ</sup>康仁<sup>ヤス</sup>明天  
皇の弟こけ皇子ちり、あ母贈皇太后宮澤<sup>ツカ</sup>子とち  
き、贈太政大臣<sup>ミナツグ</sup>総<sup>ソウ</sup>継のちや、あむらめちり、はみ  
ど、淳和天皇のあ時天長七年庚戌未<sup>ミ</sup>冬の家<sup>イ</sup>て  
せれ給ふ、あちやの涼<sup>スズ</sup>子<sup>ミ</sup>の、あ承和二年丙辰正月

七日四品一給ふ、あやー七、あ祥之系庚午正月甲  
卿ふちり給ふ、あやー廿一、仁寿元年辛未十一月廿一日  
こ品よ給ふ、あやー廿二、貞観六年甲申正月  
十六日上野、あ守う々給ふ、あやー三十五、同八年丙戌  
正月十三日大宰権帥にうけりちり、あやー三十九、同  
十七、同十二年庚寅二月七日二品一の、あやー四十二、あ  
あやー四十四、同十八年丙申二月廿六日式部卿とちり  
せたまふ、あ案四十六、あ案六年壬寅正月廿七日一品一  
の、あやー五十二、同八年甲辰正月十三日大  
宰の卿とちり給ふ、あやー五十四、二月四日位一、あ  
あやー五十六、あ案

みすむ世もしつせんもふ事四年、小松のみつひら  
はらば時よりふらうほのうへりはつがわの運戸を  
あかぬるをたしるへひまもるや。

〔別〕仁和三年八月廿六日うせらせ給ふ、康永五年八、

一 孝九代

つぎのうかが亭子<sup>テイジ</sup>はみづいづし申は小松天皇の第三の皇  
子なり、はいらる定省<sup>サダケ</sup>は母皇太后宮斑子女王と申  
き二品式部卿増一品太政大臣中略親王の娘女なり  
このみづいづし貞觀九年丙戌五月五日生ませ給ふ  
えき、八年甲辰四月十三日源氏より給ふ、康永十八、

〔別〕王侍従ちりきりきて後上人のちかはりまへらる  
時殿とけは<sup>コゴ</sup>侍子<sup>シ</sup>れまへりて、業平の中將とけまひら  
せぬまひらるほごういひにうらりまへらるか  
う欄をたふらり、そのをまめいまたとてうらり

仁和三年丁未八月廿六日東宮に立せ給ひて、わごと同  
一日二位につし、せぬまふはら、廿二世まむらうせ給ふ  
奉十年、寛平元年己酉十一月廿一日つらのとけらりの日、兼  
茂の臨時の祭は、まらるうこのは時よりわら、使にら  
右邊中將時平なり、昌泰元年戊午四月十日出かせ  
せぬまふ、はら、二十と。

別[あはれをさしむる位はしつれはほいけりりくの時十一月  
 せよ日の禊[あはれはたけは社の境[鷹[あはれ]あろび  
 あつきたるふかき夜の時神託宣したまはくはるにけり  
 ん[あはれをさしむる位はしつれはほいけりりくの時  
 冬[あはれをさしむる位はしつれはほいけりりくの時  
 とすたまはけりりくの時[あはれをさしむる位はしつれはほいけりりくの時  
 るるふかき夜の時神託宣したまはくはるにけり  
 らりりくの時[あはれをさしむる位はしつれはほいけりりくの時  
 らりりくの時[あはれをさしむる位はしつれはほいけりりくの時  
 したまはけりりくの時[あはれをさしむる位はしつれはほいけりりくの時  
 したまはけりりくの時[あはれをさしむる位はしつれはほいけりりくの時

したまはけりりくの時[あはれをさしむる位はしつれはほいけりりくの時  
 らりりくの時[あはれをさしむる位はしつれはほいけりりくの時  
 らりりくの時[あはれをさしむる位はしつれはほいけりりくの時

いみじくよき御宇の御成りにまこと御恩にまかされ  
せたまへる御事なき御成りにまこと御恩にまかされ  
〜まに位につかせ給ひて二年とらひあはせ給はれ  
且寛平九年七月廿五日御成りさせ給ふ昌泰二年つ  
らの御成りついで十月十四日出家せさせたまふ法名  
金剛覺と申され兼平元年七月十九日らせ給はせ  
給ひぬれとらひ六十六

肥前の様橘の良利とあらはれ給ひて入道して  
修行の所ともたす御成りの御事なき御成りにまこと御  
されは熊野にても目根とらひ給ひておしほせ給はれ御

〜見えは給ひておしほせ給はれ御事なき御成りにまこと御  
ゆりりにあはせ給ひておしほせ給はれ御事なき御成りにまこと御  
この源氏にならせ給ひておしほせ給はれ御事なき御成りにまこと御  
そゆけき陽成院の時殿上人にて外社の行幸にたま  
ひんぢとせ給ひておしほせ給はれ御事なき御成りにまこと御  
をくらほりて行幸ありたるに當帝ハ家人ト云あるに  
やあ〜ともほす御事なき御成りにまこと御恩にまかされ  
人もせ給ひておしほせ給はれ御事なき御成りにまこと御

一六十年代

はぎのよきと醍醐天皇と申されい〜れ敦仁〜れ亨子太

上法皇の第一の皇子にむはすまはる母猶皇太后流子  
 中つらき内大臣藤原高藤のむすむは女をりこむるの  
 仁和元年乙巳正月十八日に生れぬまはる寛平五年癸  
 丑四月二日に東宮にたつを臨みぬまはる九歳同七年乙  
 卯正月十九日十一歳にして母をばへぬまはる同九年丁巳  
 七月二日位をすはるのせむはるまはる十三歳にしてまは  
 りよるはるむすむはるにむはるにむはるにむはるにむはる  
 いでむはるむすむはるにむはるにむはるにむはるにむはる  
 るまはるにむはるにむはるにむはるにむはるにむはるにむは  
 る時がむはるにむはるにむはるにむはるにむはるにむはるに  
 るむはるにむはるにむはるにむはるにむはるにむはるにむは

伊衛の中將の和

歌は

玉葉  
 日せむにむはるにむはるにむはるにむはるにむはるにむは  
 るまはるにむはるにむはるにむはるにむはるにむはるにむは  
 るまはるにむはるにむはるにむはるにむはるにむはるにむは  
 るまはるにむはるにむはるにむはるにむはるにむはるにむは

池集ちむ見たまはるにむはるにむはるにむはるにむはるにむは  
 るまはるにむはるにむはるにむはるにむはるにむはるにむは  
 るまはるにむはるにむはるにむはるにむはるにむはるにむは  
 るまはるにむはるにむはるにむはるにむはるにむはるにむは

[別] 延長八年九月廿五日おろちせ臨む同ト廿八日せむ  
 せむまはるにむはるにむはるにむはるにむはるにむはるにむは

時がりの

一 六十一代

つだのこのど 朱雀院天皇と申たはけいしれ實明<sup>ヒロノアキラ</sup>が醍醐  
醍醐のこのどが第十一の皇子となり、母と皇太后宮、穗子  
やちきさ太政大臣<sup>キナツミ</sup>経のこのどが第四の女となり、これこ  
このど延長元年癸未七月廿四日生まらせたまふ、同三年乙酉  
十月廿日東宮にたつせ給ふ、此ごろ一歳、同八年庚寅  
九月二十日位<sup>イ</sup>なり、つとせ給ふ、此ごろ八歳、承平七年正  
月四日位<sup>イ</sup>之<sup>イ</sup>後、此ごろ十一歳、そのまもよそ給ふ、この十六年  
あり、

〔別〕天長九年四月十一日におりらせ給ふ、此ごろ廿四、天曆  
六年壬子三月十四日位<sup>イ</sup>御あり、その入道させ給ひて、同八  
月十五日らせ給ふ、此ごろ十七歳、この鳥部卿  
にあり、

八幡の臨時の祭と申す時よりあるぞか、一、此のこのどは  
させ給ひて、此のから一、此のまもよそ、夜ひこのまもよそ  
て、此帳のうちにたてて、此のまもよそ、一、このまもよそ、  
北野におぢちかせ給ひて、このまもよそ、一、このまもよそ、  
らまねおほ、此のまもよそ、一、此のまもよそ、一、このまもよそ、  
おほ、一、此のまもよそ、一、このまもよそ、一、このまもよそ、

つりしそか、位つつせ給ひて、将門がみづれいであ  
て成朝もてさうぢうえは、（一）に臨時乃祭をう  
のあはま遊の歌貫之のぬ、乃さうしり

ねたひまゝもるむいを清水ゆくはるほくつのおつり

一 六十二代

つたのみを村上天皇とや成成いゝ名成明（一）れ醍醐のこ  
のちの第十四の皇子となり、成母を朱雀院の成たれ、  
うおりにまはげみ、延長四年丙戌六月二日桂芳坊  
にうまれ、せ給ふ天喜二年庚子二月十一日成之後成  
と一十二同七年甲辰四月二十二日にあまをたにうせたまふ

成と一十九同九年丙午四月十二日位つつせ給ふ成と  
一二十一世をうせ給ふ事二十一年

〔別〕康保四年五月二十日うせ給ふ成と一十二

と一十三成村止にあり、

成母后延喜二年癸亥（一）前坊（一）を生まる、せ給ふ成と一

十九同廿年庚辰女清の宣旨（一）くづり給ふ成と一二十六同

廿三年癸未朱雀院をうせ給ふ同四月廿五日後の宣旨

かふゆせ給ふ成と一廿九やうし四十二にうせ給ふ成と一

廿せ給ふ成と一後にうせたまふ日ハ前坊の成事をさ

のうらにゆ、うがうてやいづる人もさうりける、かの

治承五年壬子に大輔の君のしむる女房のしむる  
しむるしむるしむる

まのしむるしむるしむるしむるしむるしむる  
まのしむるしむるしむるしむるしむるしむる  
まのしむるしむるしむるしむるしむるしむる

今にまのしむるしむるしむるしむるしむるしむる  
五月のまのしむるしむるしむるしむるしむるしむる  
のまのしむるしむるしむるしむるしむるしむる  
るのまのしむるしむるしむるしむるしむるしむる  
たのまのしむるしむるしむるしむるしむるしむる

一六十三代  
まのしむるしむるしむるしむるしむるしむる  
まのしむるしむるしむるしむるしむるしむる

はまのしむるしむるしむるしむるしむるしむる  
られ村上天皇の第二の皇子なり、母皇后宮安子と  
中は右大臣師輔のおとこ、弟のしむるしむるしむる  
みつが天曆四年庚戌五月廿四日在御のしむるしむる  
は五位にて備前介ときつがえらるるなり、此五条の宮  
てまのしむるしむるしむるしむるしむるしむる

しゆまふ應和三年癸亥二月廿八日詔え彼法や〜十四康保  
四年丁卯五月廿五日位下はつせ孫ふ法〜十八安  
和二年八月十日詔りさせ孫ふ法〜二十二法世を  
とら〜めは〜二年、寛弘八年辛亥十月二十四日法  
と〜六十二に〜させしは〜ま〜たるを〜二条院位  
〜つ〜せ孫ふ〜あ〜大嘗會と〜のび〜をぞ  
をりあ〜とせり〜

一六十四代

つねの〜の〜エンイイイ融院天皇と中た法い〜モリヒラ孔守平は  
村上公かげの弟ふの皇子と〜法母法泉院の〜

〜法腹にはは〜ま〜か〜天徳二年己未乙亥  
二月廿五日詔せ〜法門の東宮に立せ孫ふ法  
と〜い〜に〜い〜も〜は〜ま  
〜れ〜人の〜たる事〜を  
長〜女侍り〜安和二年己巳八月十三日に  
位に〜せ孫ふ〜十一〜て天禄二  
年壬申乙酉三月詔え彼法や〜十四世をた〜孫  
ふ〜十五年。

〔別法獨ありて法出家法名金剛法と〜き〜正曆二  
年二月十二日〜法〜ハナニ〕

母后の御一二十にて次泉院を生まるりてうらつ  
はまのいかにてまをさし入りのいかにむとせしきはす  
せちり母のいかにてまをさし入りのいかにむとせしき  
経邦といひ人なりまをさし入りのいかにむとせしき  
を贈之位に給ひていかにてまをさし入りのいかにむと  
まをさし入りのいかにてまをさし入りのいかにむと  
はまのいかにてまをさし入りのいかにむとせしき  
まをさし入りのいかにてまをさし入りのいかにむと  
上の日記にあらんがたに人となはまをさし入りのいかに  
ついでにまをさし入りのいかにてまをさし入りのいかに

まをさし入りのいかにてまをさし入りのいかにむと  
は女宮ころりハ大齋院よ

一六十五代

次のみのがた山院天皇と申き成いりし師貞次泉院  
の第一乃皇子ちり、母后贈皇后懐子と申し、太政大臣  
伴平のちり、は女宮と申す、みとて、安和元年戊辰十月  
廿六日母のいかにてまをさし入りのいかにむとせしき  
とあらる世尊寺のちり、たや、その日を次泉院の御時  
の大嘗會に於てあり、同二年己巳八月十二日東宮より立  
せらるる、是より二年、天之五年壬午二月十九日、是より

とせ給ふ由なり。十五、永観二年甲申八月廿八日位下つ  
 せ給ふ由なり。十七、寛和二年丙戌六月廿二日の夜あま  
 ましく立ちあがりひるひ人もまじりまをせしむるま  
 りたり。このころ長山寺におほしきまをせしむるまを  
 給へり。このころ元年十九世をとももたせ給ふ事二年  
 とせ給ふ事二十年におほしきまをせしむるまにお  
 はしましり。この夜も藤つがひるへる藤つがひの小戸より  
 いでちせ給ひたり。このころ明の月とてまをせしむるま  
 くれが影にたりありけしむるまをせしむるまをせ  
 りまのころをさしりたり。このころまをせしむるまをせしむるま

神璽寶劍より給ひぬるにいと粟田の藤つがひのちわがの中を  
 りのいまごまのぞ出せねは。またまけるまをせしむるま  
 り。この東宮の藤つがひに。後。まを給ひてくれごのり  
 り。せ給ひることあるまをせしむるまのまをせしむるま  
 り。このころちわがのまをせしむるまをせしむるまを  
 り。このころむすぶのまをせしむるまをせしむるまを  
 り。このころ家を成就にまをせしむるまをせしむるまを  
 り。このころ弘徽後の女流のまをせしむるまをせしむるまを  
 り。このころえはまをせしむるまをせしむるまをせしむるまを  
 り。このころに。せ給ひたり。まをせしむるまをせしむるまを  
 り。このころに。せ給ひたり。まをせしむるまをせしむるまを

いふたのうはなほまゝに  
おたのびのうらなほまゝに  
き一路いづらもちてお清門よりお東門にぬき  
しまるる世路のうら一清明が家めまをわき世路  
をたのびのうらなほまゝに  
せうつれるみものせうちせ路のうら天変あり  
つるがうらなほまゝに  
ん車にさうらうら  
らんちりらうらなほまゝに  
神一人内裏にまゐるる

一うらなほまゝに  
よりすなほまゝに  
はらみもの町に  
一まゝに  
るまゝに  
うらなほまゝに  
ひなれを朕をば  
くれあをまゝに  
てはらうらなほまゝに  
おそろ一はらよ東三條路も

あやふちりぎさるべくおやちりきんとなたにのりか  
がーやいふひこどき源氏の武者もちをさうし法に  
くりりそへらきたりけき京にふごをのりてつこ  
のわらうよりぞうちいでまわりのら、寺ちぞふてま  
もーちりて人なまやるーなるこそ一尺はりのこの  
たごもきぬきつけてうまもり中なるこころ

〔別〕寛弘五年二月八日うせられせ給ふ也一四十一  
はぎらひるのど一条院を皇ご中き成いとも懐仁ヤスヒトとま  
圓融院のみのがれ第一の皇子ちり、唐母皇太后宮詮

六十六代

子とちりたぐれ太政大臣兼家のちり、  
此みのど天元三年庚辰六月一日兼家のちり、  
の家よて生まられせもまの、永觀二年甲申八月廿七日東  
宮うせ給ふ也一五、寛和二年丙戌六月廿二日位  
うつこのせもまの、唐やー七葉、永祿二年庚寅正月五日  
唐え被成やー十一世成ももせ給ふる廿五年唐母詮子ち  
十九にて十のどかごをまゝなる給ふ東三條の女院とこ  
まを中へおられ唐母を持津守藤原中らのむらあり、  
〔別〕寛弘八年六月十三日ちりせもまの、同月の二十  
二日うせられせもまの、唐とー三十二



ひたすらうあひまゝうはへあひせせ路もたゞご  
ころハハらゝたもまゝいひくゞきあせ路も三条院  
の直養ゴケンをもてこつてあひせせもまへけるまへ  
道長ミチナガあひせせこつてあひせせあひせせあひせせ  
あひせせあひせせあひせせあひせせあひせせ  
あひせせあひせせあひせせあひせせあひせせ  
あひせせあひせせあひせせあひせせあひせせ  
あひせせあひせせあひせせあひせせあひせせ  
あひせせあひせせあひせせあひせせあひせせ  
あひせせあひせせあひせせあひせせあひせせ  
あひせせあひせせあひせせあひせせあひせせ  
あひせせあひせせあひせせあひせせあひせせ

あひせせあひせせあひせせあひせせあひせせ  
あひせせあひせせあひせせあひせせあひせせ  
あひせせあひせせあひせせあひせせあひせせ  
あひせせあひせせあひせせあひせせあひせせ  
あひせせあひせせあひせせあひせせあひせせ  
あひせせあひせせあひせせあひせせあひせせ  
あひせせあひせせあひせせあひせせあひせせ  
あひせせあひせせあひせせあひせせあひせせ  
あひせせあひせせあひせせあひせせあひせせ  
あひせせあひせせあひせせあひせせあひせせ  
あひせせあひせせあひせせあひせせあひせせ

せける、ちぎらうけ、あまらるる、清ちまひより、金液<sup>キエキ</sup>  
丹堂いふ薬を、あまらけるを、あまらくるらりたる  
人を、かゝめを、あまらくるらりたる、<sup>カシサンク</sup>植算供奉  
の、あまらけ、け、あまらり、あまらるる、清ちまひのり  
るて、左<sup>サ</sup>右<sup>ウ</sup>の、あまらるる、あまらるる、あまらるる、あまらるる  
ま、あまらるる、あまらるる、あまらるる、あまらるる、あまらるる、あまらるる  
あまらるる、あまらるる、あまらるる、あまらるる、あまらるる、あまらるる、あまらるる  
申堂、あまらるる、あまらるる、あまらるる、あまらるる、あまらるる、あまらるる、あまらるる  
あまらるる、あまらるる、あまらるる、あまらるる、あまらるる、あまらるる、あまらるる、あまらるる  
あまらるる、あまらるる、あまらるる、あまらるる、あまらるる、あまらるる、あまらるる、あまらるる  
あまらるる、あまらるる、あまらるる、あまらるる、あまらるる、あまらるる、あまらるる、あまらるる

あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの  
山の天物の、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの  
ま、大<sup>カ</sup>秦<sup>シ</sup>にも、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの  
あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの  
あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの  
あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの  
あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの  
あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの  
あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの  
あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの  
あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの  
あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの  
あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの、あまらるるの

られり。

六十八代

つぎにみなの<sup>後一條</sup>當帝<sup>タウダイ</sup>はいそま<sup>アツナリ</sup>敦成<sup>アツナリ</sup>られ一條院の第二乃  
皇子なり清母いま<sup>入道殿</sup>下<sup>ノ</sup>第一の<sup>女</sup>女<sup>御</sup>なり、皇  
太后宮彰子と申はたゞ今たき<sup>の</sup>そおほつ<sup>の</sup>ちま<sup>く</sup>に  
ほしめ<sup>の</sup>人の<sup>は</sup>は<sup>ら</sup>ん<sup>ご</sup>れ<sup>ど</sup>ま<sup>び</sup>す<sup>べ</sup>ら<sup>の</sup>の<sup>の</sup>  
を<sup>中</sup>さ<sup>ま</sup>り<sup>し</sup>る<sup>の</sup>を<sup>入</sup>り<sup>ぬ</sup>ち<sup>り</sup>、寛弘五年戊申  
九月十一日土法門破<sup>り</sup>て<sup>生</sup>ま<sup>し</sup>ら<sup>せ</sup>た<sup>の</sup>は<sup>同</sup>八年辛  
亥六月十二日東宮<sup>に</sup>立<sup>せ</sup>給<sup>ひ</sup>き<sup>給</sup>は<sup>ら</sup>し<sup>り</sup>、四年長和  
五年丙辰正月廿九日位<sup>下</sup>つ<sup>の</sup>せ<sup>給</sup>ひ<sup>き</sup>給<sup>は</sup>ら<sup>し</sup>り、九年

寛仁二年戊午正月二日<sup>は</sup>え<sup>後</sup>給<sup>は</sup>ら<sup>し</sup>り、十一位<sup>下</sup>つ<sup>の</sup>せ  
給<sup>ひ</sup>て十年にや<sup>な</sup>し<sup>せ</sup>た<sup>ま</sup>ら<sup>し</sup>り、<sup>美</sup>美<sup>の</sup>美<sup>の</sup>美<sup>の</sup>  
二年き<sup>け</sup>の<sup>の</sup>且<sup>の</sup>の<sup>の</sup>と<sup>ち</sup>う<sup>の</sup>ち<sup>め</sup>ま<sup>お</sup>れ<sup>ど</sup>帝<sup>ミカド</sup>王<sup>を</sup>  
中<sup>せ</sup>と<sup>し</sup>、<sup>あ</sup>ら<sup>し</sup>る<sup>み</sup>お<sup>ほ</sup>く<sup>た</sup>め<sup>も</sup>く<sup>お</sup>は<sup>し</sup>、<sup>ま</sup>ま<sup>ん</sup>  
<sup>お</sup>お<sup>ち</sup>に<sup>て</sup>た<sup>ら</sup>ん<sup>の</sup>入<sup>道</sup>殿<sup>下</sup>、<sup>出</sup>家<sup>せ</sup>さ<sup>せ</sup>給<sup>は</sup>ら<sup>し</sup>り、<sup>ま</sup>ま<sup>ん</sup>  
一切衆生を<sup>一</sup>子<sup>に</sup>せ<sup>ら</sup>し<sup>り</sup>は<sup>ら</sup>ん<sup>ご</sup>れ<sup>ど</sup>ま<sup>び</sup>す<sup>べ</sup>ら<sup>の</sup>の<sup>の</sup>  
を<sup>中</sup>ら<sup>に</sup>て<sup>た</sup>ら<sup>ん</sup>、<sup>今</sup>の<sup>関</sup>白<sup>を</sup>太<sup>后</sup>一<sup>天</sup>下<sup>を</sup>ま<sup>つ</sup>り<sup>お</sup>も<sup>ら</sup>  
て<sup>お</sup>は<sup>し</sup>、<sup>ま</sup>ま<sup>ん</sup>つ<sup>ぎ</sup>の<sup>法</sup>を<sup>中</sup>ら<sup>ち</sup>る<sup>内</sup>大臣<sup>を</sup>近<sup>大</sup>將<sup>を</sup>  
お<sup>は</sup>し<sup>、</sup>ま<sup>ま</sup>ん<sup>つ</sup>ぎ<sup>の</sup>の<sup>法</sup>を<sup>中</sup>ら<sup>ち</sup>る<sup>大</sup>納<sup>言</sup>東<sup>宮</sup>大夫<sup>、</sup>  
中<sup>能</sup>宮<sup>長</sup>權<sup>宗</sup>大夫<sup>、</sup>申<sup>能</sup>納<sup>宗</sup>言<sup>宗</sup>ち<sup>ど</sup>さ<sup>ま</sup>ら<sup>し</sup>り、<sup>に</sup>て<sup>お</sup>は<sup>し</sup>、<sup>ま</sup>ま<sup>ん</sup>つ<sup>ぎ</sup>  
申<sup>能</sup>宮<sup>長</sup>權<sup>宗</sup>大夫<sup>、</sup>申<sup>能</sup>納<sup>宗</sup>言<sup>宗</sup>ち<sup>ど</sup>さ<sup>ま</sup>ら<sup>し</sup>り、<sup>に</sup>て<sup>お</sup>は<sup>し</sup>、<sup>ま</sup>ま<sup>ん</sup>つ<sup>ぎ</sup>

うおはしーまはしーはるしるこおはくおはまひ若  
もしましみのおかーいさせは下のあまのし  
てかゝあけ奉る時をかゝあはれふもれちりうはれ  
どたぶ天下をわづはるしるこおはしるにておはし  
ませをいさたれもくめでしるちりもさし  
一条院のほたやうせきりおはせしるちりもさし  
くを次第のまゝしる一の皇子をさし東宮をいけ  
まはしるしるこおはくいさしよし  
はるしるこおはくいさしよし  
れんをいさしよし

帝王ミカドのほ次第ハヤらでとありぬくれど入道殿下の  
ほ葉をながたしよりてひらけぬるぞおはまをま  
づかかまはちのほあしはもをさしるちりもさし  
根をたかしてはるしるこおはしるにておはし  
しるこおはしるこおはしるにておはし  
はるしるこおはしるこおはしるにておはし  
おちりいしがたいぬ丸をさしるちりもさし  
ふたしやうはしるこおはしるにておはし  
まはしるこおはしるこおはしるにておはし  
やうにむしひあるに朝日のうらつかしるこおはし





は又聖教の中にもこのいふは魚の子にやこれ  
がまろしきいさをちと事ハ一一一奄羅といふ本  
花を上げられぬのこもむくむくゆいししをこころを  
こねるまもるれ天下の大長公卿の法中にいふか  
の考のいふまじりしつしつにたれぬめれんゆいひま  
もれぬいふまじりたはせしむあつしむまじり  
事ハまじりぬいひまじりぬいひまじりぬいひま  
あつしむいひまじりぬいひまじりぬいひま  
まじりぬいひまじりぬいひまじりぬいひま  
たれぬいひまじりぬいひまじりぬいひま

中にもいふまじりぬいひまじりぬいひま  
大長公卿おはすりしつしつにたれぬめれんゆいひま  
と中位天の下にありしつしつにたれぬめれんゆいひま  
えていひまじりぬいひまじりぬいひま  
三十人右大長五十七人内大長十二人あり大政大長ハ右の後  
門の位代もまたはあつしむあつしむあつしむあつしむ  
とみまじりぬいひまじりぬいひまじりぬいひま  
たれぬいひまじりぬいひまじりぬいひま  
ていひまじりぬいひまじりぬいひま  
ひて後増大政大長もまたはあつしむあつしむあつしむあつしむ

此ありしはちやみりしとて十八はつりやねはるらしむを  
 の大政大臣をわたりがごとくはるらてははるる神武天皇  
 より二十七代ありあつり終つる孝徳天皇とてみよの  
 代ありや八省百官左右大臣内大臣とてはつり終つる  
 む左大臣とて安倍の倉橋麻呂右大臣とて蘇我の山田  
 の石川麻呂内大臣とて中臣の鎌子とて連ちり又三十九  
 代あり終つるみよの代天智天皇とてははつり終つる太  
 政大臣を任し終つりたれとてわつる東二の皇  
 子にねははつりまた大友皇子とて正月に太政大臣にちり  
 終つり同日十二月二十五日に位ありしとてははつり終つり

武天皇より四十一代あり終つる持統天皇あり大政大  
 臣に高市皇子をたし終つり天武天皇の皇子とて高市  
 の二人の大政大臣とてちり終つりたまはつり高市  
 皇子を大臣とてちり終つりたつりたつりたつりたつり  
 ひさしとてたつるまはつりたつり職員令あり大政大臣にお  
 ぼえげのくちとてちり終つりたつりたつりたつりたつり  
 づりとてちり終つりたつりたつりたつりたつりたつり  
 四十二代あり終つり文武天皇の位時つり年號とてま  
 して大徳天皇とてははつり終つりたつりたつりたつり  
 衡四年丁丑二月十九日とてははつり終つりたつりたつり

系良房のねむる太政大臣にちりいぬまのほむり一む十回  
このねむるがさういばめて拾取もきしりまじりや  
めておれ後よりして今の閑院の大<sup>ら</sup>長まで太政大臣十二人  
はむらひもつりたどりまじりしむらひ大友皇子高市皇  
子はして十二人の太政大臣ちり太政大臣にちり孫ひぬる  
人をむせ孫ひて後のおれむせ孫ひたり太政大臣  
も大友皇子やしてむらひにちりぬまのり高市皇子は  
ほむらぬおれむせ孫ひ又太政大臣をいぬむせ孫ひたり  
いぬまのりむせ孫ひたり太政大臣はむせ孫ひたり太政大臣  
はむらひのほむらぬむせ孫ひたりむせ孫ひたりむせ孫ひたり

大織冠よりほむらぬ奉りて中なるむせ孫ひたり太政大臣  
はむらひのほむらぬむせ孫ひたり太政大臣はむせ孫ひたり  
もむらひのほむらぬむせ孫ひたり太政大臣はむせ孫ひたり  
侍りぬるもむらひのほむらぬむせ孫ひたり太政大臣はむせ孫ひたり  
はむらひのほむらぬむせ孫ひたり太政大臣はむせ孫ひたり  
みむらひのおらぬむせ孫ひたり太政大臣はむせ孫ひたり  
もむらひのほむらぬむせ孫ひたり太政大臣はむせ孫ひたり  
かむらひのほむらぬむせ孫ひたり太政大臣はむせ孫ひたり

藤原  
左府

多岐今世入道後よにほごれはせ給く。

大鏡卷之一終

大鏡卷之二

目錄

臣家

冬嗣大臣 五條后の  
てらちり

良房大臣

良相大臣

長良中納言 二條后の  
てらちり

昭宣公 基經

時平大臣 基經の  
太郎

目録

身衣大立  
冬臨大立  
皇衣大立  
皇衣大立  
皇衣大立

一左大臣冬嗣

このおゆづら内麻呂のおとぎは三郎成母を正六位上カハ  
鳥部カバ奈止麻呂ナトシマロの女あり、大臣の位よて六年、田邑タムラの清文徳に  
不ナぢらにおはし、まはるるがゆゑ、嘉祥三年庚午七  
月十七日贈太政大臣にちり、院の大臣と申し、  
このおゆづらおはるるをのこ子十一人おはし、あるあり、  
はまぎとくたぐ、一は女子たむの事、はくは、くちり侍  
らび、あるもまたむ、のみを、おは清母順子后、贈太政大臣長良  
のおとぎ、太政大臣良房ヨシノボのおとぎ、右大臣良相ヨシノボのおとぎを  
いとら清を、ちり、



年ふむよはひに老ちむらあはれむをきりてのちむらあはれむを  
 后をたふたふたふたむらあはれむをきりてのちむらあはれむを  
 ちむらあはれむをきりてのちむらあはれむをきりてのちむらあはれむを  
 ちむらあはれむをきりてのちむらあはれむをきりてのちむらあはれむを  
 ちむらあはれむをきりてのちむらあはれむをきりてのちむらあはれむを  
 ちむらあはれむをきりてのちむらあはれむをきりてのちむらあはれむを  
 ちむらあはれむをきりてのちむらあはれむをきりてのちむらあはれむを  
 ちむらあはれむをきりてのちむらあはれむをきりてのちむらあはれむを  
 ちむらあはれむをきりてのちむらあはれむをきりてのちむらあはれむを

まけるもせき

一右大臣良相

このわたるハ冬嗣のねやぶの五郎虎母白川の大后に  
 なり大后の位あて十一月贈正一位西三條大后とや清  
 藏定額をいひのり此跡よそははひ子手陀羅尼の徳徳  
 ううみり給へふ人なりは大后の位女子此後ゆよく志  
 らびひりぞ水尾<sup>清和</sup>の清時の女清をのこぶる大納言  
 常行の御とせえし清子二人はせしむみ位にそ典  
 薬助主殿頭をいひていやはあきそやう給ひよまたこの  
 くばりす急出のえ給ひくら中納言<sup>長良</sup>をやしくのね

こゝにてこゑもてまつり終りける由あやまらざるや  
らうおろえ侍也

一権中納言後二位左兵衛督長良

これ中納言ハ冬嗣のおやぶの太郎むらハ白川大臣西三條  
大臣におちり公卿にて十三年陽成院の位とあり  
おろちらにたをゆるがゆ急り、元慶元年丁酉正月は  
左大臣正一位又贈太政大臣枇杷大臣とありは  
おろち子  
六人おはせし、その中一基經のおとぶす  
一太政大臣基經

このおやぶも長良の中納言の三郎におおるおとぶ

おむすめハ醍醐のみよりの位時ノ后朱雀院とありは村上  
天皇二代の位母后におはりまはるおとぶの位母ハ贈太  
政大臣總継フサツクの女贈正一位大夫人乙春オトハルとあり陽成院位は  
あせ終りて拵政の宣旨をかうり終りおとぶ一四十一  
寛平の位時仁和三年丁未十一月廿一日閏白にちりせ  
終りおとぶ一五十六にて寛平三年正月十三日うせせ  
終りおとぶいとも昭宣セウケンとちりす公卿にて廿七年  
大臣の位にて廿年世をもちせ終り十餘年の  
とがにおろえ侍もその人堀川の大后とちりす光孝小松の位  
門カドの位母とあり後カドの位母のほろかにおはりまはる

翌より小松の所門をハ親しく見まゝせ給ひてこそよ  
ふきこきやうはくにたはし一ますをまわらまわりのれと  
又まゝせたまひくゝが良房にたゞの大郷食もや  
むろい親王のめらうめらうび大郷食一はくのせ給ひて  
やたらあつしせ給へる一維の足らぬもももも  
て侍りくゝ給ひいぬ一けん尊者のたまふにさうた  
一そらり陪膳する人ものたまふのまもつてもま  
ひてそんどやのたまふ一しるるまゝいひたまふ  
らんたまふ一たまふはたのたまふはたのたまふは  
けりせ給ひくゝのたまふはたのたまふはたのたまふ

て坐のまゝにいて見まゝせ給ひてこそよ  
給ふ拍ふれいしと見めでもまゝせ給ひて陽成院に  
甲辰せ給ひて陣のはらぬ一はらぬ一はらぬの融のた  
まひやんはたのたまふはたのたまふはたのたまふ  
まの皇胤をたゞのたまふはらぬのたまふはたのたまふ  
の皇胤をたゞのたまふはらぬのたまふはたのたまふ  
人ものたまふはたのたまふはたのたまふはたのたまふ  
おゝまゝはたのたまふはたのたまふはたのたまふ  
まのたまふはたのたまふはたのたまふはたのたまふ  
まのたまふはたのたまふはたのたまふはたのたまふ  
まのたまふはたのたまふはたのたまふはたのたまふ

してさうしるこや路ふはるへんたかしたたのたかたか  
 にやさう思ひはるおはるうや路ふて涼草のよき  
 なさあたるまのゆる夜勝延僧都のよさたまふ  
 うしあひかしのあひたなふはるにほふのよき  
 又上野の峯雄といふ人よふたふ  
 深草の世のあひたふのあひたふのあひたふのあひたふ  
 なまの古に侍るあひたふのあひたふのあひたふのあひたふ  
 園殿のあひたふのあひたふのあひたふのあひたふのあひたふ  
 のあひたふのあひたふのあひたふのあひたふのあひたふ  
 池田のあひたふのあひたふのあひたふのあひたふのあひたふ

くむしあひたふのあひたふのあひたふのあひたふのあひたふ  
 らせ路ふのあひたふのあひたふのあひたふのあひたふのあひたふ  
 いやいふどきあひたふのあひたふのあひたふのあひたふのあひたふ  
 らやうのあひたふのあひたふのあひたふのあひたふのあひたふ  
 あひたふのあひたふのあひたふのあひたふのあひたふのあひたふ  
 あひたふのあひたふのあひたふのあひたふのあひたふのあひたふ  
 るがめあひたふのあひたふのあひたふのあひたふのあひたふのあひたふ  
 るゆあひたふのあひたふのあひたふのあひたふのあひたふのあひたふ  
 うらあひたふのあひたふのあひたふのあひたふのあひたふのあひたふ  
 四所して四所うらあひたふのあひたふのあひたふのあひたふのあひたふのあひたふ  
 路ある京申の家はた泉殿の

みとちう思ひあつていふまじのひらりなるあふ  
まさる事の内もつういでまうでくめれこの昭宣  
のおやぶを陽成院の位をぢらにて宇多のみを  
直時准三宮の位して年官ま爵をえ給ひ朱雀  
院ちりびり村よのおぢらにておはすまはせ  
なえやむごもれやせをわらふなりやれを  
のこ子四人おはすまはせまはせ太郎左大臣時平次郎  
左大臣仲平、四郎太政大臣忠平といふてちげき  
がけいさささうちりてまげうしるれ人のか  
ち見わしてそれづいゆるゆめおはせまはせ

らおきつと眞信にたはすまはせまはせ  
あふもちさつたさつこの一郎にあつてせ  
後之位して宮内卿兼平の君やせうせ  
さしらるる母忠良の式部卿親王の位を  
ていさるるんごもれおはすまはせ人の大臣  
まはせ人三平とやま

一左大臣時平

このおやぶを基經のおやぶは太郎ちり、母四  
弾正尹人康親王の娘ちり、醍醐のみを  
のちらるる左大臣の位をせういさわつておはす

き菅原の<sup>道真</sup>を右大臣の位よおはすまはるその  
 きりみおぼおはん年いとおのくおはすまはる右大  
 臣よ世のまじりおぼおはたすべき宣旨くしは  
 め給へまにうけきり右大臣はまはるみすを  
 ありにおおはすまはる世のまじりついでをせ  
 ーめ給へまにうけきり右大臣はまはる世にきり  
 いでまはるまはるまはるまはるまはるまはる  
 めーまはるまはるまはる左大臣はまはるまはる  
 えまはるまはるまはるにまはるまはるまはるまはる  
 はまはるまはるまはるの外にまはるまはるまはるまはる

ひろすおぼるまはるまはるまはるまはるまはる  
 右大臣の位<sup>ダイゴン</sup>にまはるまはるまはるまはる  
 月廿九日太宰権師<sup>ゴシチ</sup>になつたてまつりてまはる  
 給へまはるまはるまはるの子にまはるまはるまはる  
 まはるまはるまはるまはるまはるまはるまはる  
 給へまはるまはるまはるまはるまはるまはる  
 めまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはる  
 おまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはる  
 給へまはるまはるまはるまはるまはるまはる  
 めまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはる  
 らまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはる

一いつかゝるのほかにんかたふにたふ  
 せだまのほ子もさかたはさし  
 かんりかきかたふさつふ  
 の梅もさつふさつふ

拾遺十六

又亭子宇多のいかにふさふさつふ  
 流ユイもさつふさつふ

なつふさつふさつふさつふ  
 げさつふさつふさつふさつふ  
 とつふさつふさつふさつふ

拾遺六

又博度の國うたはさつふさつふ  
 取うさつふさつふさつふさつふ  
 思ふさつふさつふさつふさつふ

譯 長言驚時變改 一榮一落是春秋

こゝろ筑紫うたはさつふさつふ  
 心がさつふさつふさつふさつふ  
 たりたりさつふさつふさつふ

夕タさつふさつふさつふさつふ  
 さつふさつふさつふさつふ

又そのゆふにきてまたあけなれば  
 ちかきこゑもこゝろにゆく  
 新古今  
 おのづからなほなほと  
 こゝろにゆく

しんせうもてゆくもてゆく  
 希有なるものなほ  
 のびくしてゆくものなほ  
 もあつたはなほ大威の  
 橋わたりのうららかに  
 くるくるといふとく  
 おのづからなほと  
 都府橋終看尾色 観音寺只聴鐘都  
 くらハ文集の白居易の遺愛寺鐘  
 香爐峯雪撥簾  
 看といふ詩もあつた

+

一のほろせむもをちけき又うけつゝふて九月十日葉  
の花をあらんばらるるつゞきまゝいふよおはなま  
時九月のちよひ肉裏にて菊の宴あり一にいらぬまの  
はくせ給へりける詩をみまひのちきく感たたまひ  
て衣をたまらせ給へりまをばく一にめてく  
め給へりけきをあらんばらるるいふまををりねがし  
めいづらばくせ給へりる。

去年今夜侍清涼

秋思詩篇獨斷腸

恩賜御衣今在凶

持持毎日拜餘香

この詩いづらばくせ給へりる。

くみせらりしちよひにまあしびの筑紫にてつくりあひ  
めはせ給へりけるまをて一巻とせし矢給ひて夜集を  
ちづけらまひつゝ又まをていふまをまひのせ給へりける  
たのづらまをてつゝまをてまをてまをてあがり侍  
り一時まをてのせめてまをてまをてく侍り  
を大学の衆のちよひにまをてまをてまをてまをて  
まをてひらたつひらつてはらるるまをてまをてまをて  
のもれ調じてまをてまをてまをてまをてまをて  
侍りまをて老のけろはまをてまをてまをてまをて  
まをて侍りにまをてまをてまをてまをてまをて





ハキリシ... 博雅ハクガ之位ハクガの事ありて... 敦忠アツチウの中納言... 敦忠アツチウの中納言の事... 保明ホウメイの事... 本院の事

本院の事... 忠平チウヘイ女メの事... 齋宮サイミヤの女メの事... 大輔ダイソウの事... 後撰ゴゼン表ウラ

大輔

同... 宰相ハルウラの事... 中納言少将ナクノウゴンセウシャウ

てせ給ひくは申すに申納言にありたまは  
しるまの思ひなきに申すに申納言の  
民部なるまの思ひなきに申すに申納言に  
をよしの思ひなきに申すに申納言に  
その後君をまつ文範こそあはれはんびくは  
たまひくは思ひなきに申すに申納言に  
まがかりても思ひなきに申すに申納言に  
るがまの思ひなきに申すに申納言に  
らの申すに申納言源昇の御の申すの  
おとどのみぞ右大臣に申すに申納言に

おはせしうごいしおはせしうごいし  
ふも家のうらうらと申すに申納言に  
びはありの思ひなきに申すに申納言に  
まきもほの思ひなきに申すに申納言に  
うにうびすの思ひなきに申すに申納言に  
せ給ひくは申すに申納言に  
寝殿の思ひなきに申すに申納言に  
ひきげくの思ひなきに申すに申納言に  
てまの思ひなきに申すに申納言に  
いでせ給ひくは申すに申納言に

へるるばりく<sup>コ</sup>器もどふもまもつゝの<sup>コ</sup>を<sup>コ</sup>で<sup>コ</sup>へ<sup>コ</sup>るる  
 けあそ<sup>コ</sup>い<sup>コ</sup>ち<sup>コ</sup>も<sup>コ</sup>な<sup>コ</sup>く<sup>コ</sup>ば<sup>コ</sup>も<sup>コ</sup>ち<sup>コ</sup>ぶ<sup>コ</sup>ろ<sup>コ</sup>り<sup>コ</sup>く<sup>コ</sup>志<sup>コ</sup>は<sup>コ</sup>  
 ぶ<sup>コ</sup>ま<sup>コ</sup>あ<sup>コ</sup>り<sup>コ</sup>せ<sup>コ</sup>ら<sup>コ</sup>儉<sup>コ</sup>や<sup>コ</sup>く<sup>コ</sup>し<sup>コ</sup>も<sup>コ</sup>い<sup>コ</sup>も<sup>コ</sup>ち<sup>コ</sup>ら<sup>コ</sup>の<sup>コ</sup>事<sup>コ</sup>の<sup>コ</sup>を<sup>コ</sup>  
 ま<sup>コ</sup>れ<sup>コ</sup>の<sup>コ</sup>堅<sup>コ</sup>と<sup>コ</sup>は<sup>コ</sup>は<sup>コ</sup>く<sup>コ</sup>し<sup>コ</sup>も<sup>コ</sup>い<sup>コ</sup>も<sup>コ</sup>ち<sup>コ</sup>ら<sup>コ</sup>の<sup>コ</sup>大<sup>コ</sup>住<sup>コ</sup>と<sup>コ</sup>は<sup>コ</sup>は<sup>コ</sup>く<sup>コ</sup>し<sup>コ</sup>も<sup>コ</sup>  
 じ<sup>コ</sup>も<sup>コ</sup>な<sup>コ</sup>り<sup>コ</sup>ひ<sup>コ</sup>り<sup>コ</sup>く<sup>コ</sup>し<sup>コ</sup>も<sup>コ</sup>い<sup>コ</sup>も<sup>コ</sup>ち<sup>コ</sup>ら<sup>コ</sup>の<sup>コ</sup>事<sup>コ</sup>の<sup>コ</sup>を<sup>コ</sup>  
 申<sup>コ</sup>す<sup>コ</sup>一<sup>コ</sup>十<sup>コ</sup>餘<sup>コ</sup>も<sup>コ</sup>ぞ<sup>コ</sup>は<sup>コ</sup>せ<sup>コ</sup>し<sup>コ</sup>四<sup>コ</sup>分<sup>コ</sup>一<sup>コ</sup>の家<sup>コ</sup>にて<sup>コ</sup>大<sup>コ</sup>郷<sup>コ</sup>一<sup>コ</sup>路<sup>コ</sup>  
 へる<sup>コ</sup>人<sup>コ</sup>ち<sup>コ</sup>り<sup>コ</sup>富<sup>コ</sup>小<sup>コ</sup>路<sup>コ</sup>の<sup>コ</sup>大<sup>コ</sup>住<sup>コ</sup>と<sup>コ</sup>中<sup>コ</sup>住<sup>コ</sup>「是<sup>コ</sup>より<sup>コ</sup>お<sup>コ</sup>の<sup>コ</sup>考<sup>コ</sup>ら<sup>コ</sup>  
 こ<sup>コ</sup>れ<sup>コ</sup>三<sup>コ</sup>十<sup>コ</sup>餘<sup>コ</sup>四<sup>コ</sup>十<sup>コ</sup>に<sup>コ</sup>も<sup>コ</sup>ぎ<sup>コ</sup>路<sup>コ</sup>を<sup>コ</sup>び<sup>コ</sup>ろ<sup>コ</sup>ひ<sup>コ</sup>な<sup>コ</sup>ら<sup>コ</sup>た<sup>コ</sup>る<sup>コ</sup>も<sup>コ</sup>あ<sup>コ</sup>ら<sup>コ</sup>  
 あ<sup>コ</sup>ら<sup>コ</sup>び<sup>コ</sup>り<sup>コ</sup>お<sup>コ</sup>の<sup>コ</sup>道<sup>コ</sup>を<sup>コ</sup>び<sup>コ</sup>き<sup>コ</sup>に<sup>コ</sup>ち<sup>コ</sup>り<sup>コ</sup>あ<sup>コ</sup>る<sup>コ</sup>べ<sup>コ</sup>し<sup>コ</sup>」<sup>コ</sup>顯<sup>コ</sup>忠<sup>コ</sup>乃<sup>コ</sup>  
 大<sup>コ</sup>住<sup>コ</sup>の<sup>コ</sup>住<sup>コ</sup>子<sup>コ</sup>を<sup>コ</sup>重<sup>コ</sup>輔<sup>コ</sup>の<sup>コ</sup>右<sup>コ</sup>衛<sup>コ</sup>門<sup>コ</sup>の<sup>コ</sup>督<sup>コ</sup>と<sup>コ</sup>は<sup>コ</sup>せ<sup>コ</sup>し<sup>コ</sup>が<sup>コ</sup>分<sup>コ</sup>の<sup>コ</sup>

三井寺の別當心叡僧都山階寺の権別當扶公僧都なる  
 こ<sup>コ</sup>れ<sup>コ</sup>も<sup>コ</sup>な<sup>コ</sup>ら<sup>コ</sup>り<sup>コ</sup>て<sup>コ</sup>し<sup>コ</sup>も<sup>コ</sup>い<sup>コ</sup>も<sup>コ</sup>ち<sup>コ</sup>ら<sup>コ</sup>の<sup>コ</sup>事<sup>コ</sup>の<sup>コ</sup>中<sup>コ</sup>納<sup>コ</sup>言<sup>コ</sup>の<sup>コ</sup>  
 住<sup>コ</sup>を<sup>コ</sup>し<sup>コ</sup>い<sup>コ</sup>て<sup>コ</sup>あ<sup>コ</sup>ま<sup>コ</sup>し<sup>コ</sup>て<sup>コ</sup>な<sup>コ</sup>ら<sup>コ</sup>り<sup>コ</sup>申<sup>コ</sup>す<sup>コ</sup>兵<sup>コ</sup>法<sup>コ</sup>住<sup>コ</sup>たる<sup>コ</sup>の<sup>コ</sup>の<sup>コ</sup>  
 君<sup>コ</sup>や<sup>コ</sup>の<sup>コ</sup>申<sup>コ</sup>す<sup>コ</sup>し<sup>コ</sup>も<sup>コ</sup>い<sup>コ</sup>も<sup>コ</sup>ち<sup>コ</sup>ら<sup>コ</sup>の<sup>コ</sup>事<sup>コ</sup>の<sup>コ</sup>出<sup>コ</sup>家<sup>コ</sup>して<sup>コ</sup>住<sup>コ</sup>生<sup>コ</sup>志<sup>コ</sup>給<sup>コ</sup>ふ<sup>コ</sup>き<sup>コ</sup>こ<sup>コ</sup>  
 の<sup>コ</sup>佛<sup>コ</sup>の<sup>コ</sup>住<sup>コ</sup>子<sup>コ</sup>ち<sup>コ</sup>り<sup>コ</sup>い<sup>コ</sup>し<sup>コ</sup>し<sup>コ</sup>り<sup>コ</sup>ひ<sup>コ</sup>文<sup>コ</sup>業<sup>コ</sup>僧<sup>コ</sup>都<sup>コ</sup>と<sup>コ</sup>敷<sup>コ</sup>忠<sup>コ</sup>の<sup>コ</sup>住<sup>コ</sup>む<sup>コ</sup>け<sup>コ</sup>  
 を<sup>コ</sup>批<sup>コ</sup>杷<sup>コ</sup>の<sup>コ</sup>大<sup>コ</sup>納<sup>コ</sup>言<sup>コ</sup>の<sup>コ</sup>住<sup>コ</sup>と<sup>コ</sup>は<sup>コ</sup>せ<sup>コ</sup>し<sup>コ</sup>な<sup>コ</sup>ら<sup>コ</sup>り<sup>コ</sup>か<sup>コ</sup>く<sup>コ</sup>あ<sup>コ</sup>ら<sup>コ</sup>へ<sup>コ</sup>  
 き<sup>コ</sup>悪<sup>コ</sup>事<sup>コ</sup>を<sup>コ</sup>や<sup>コ</sup>す<sup>コ</sup>な<sup>コ</sup>ら<sup>コ</sup>り<sup>コ</sup>し<sup>コ</sup>も<sup>コ</sup>い<sup>コ</sup>も<sup>コ</sup>ち<sup>コ</sup>ら<sup>コ</sup>の<sup>コ</sup>事<sup>コ</sup>の<sup>コ</sup>は<sup>コ</sup>い<sup>コ</sup>し<sup>コ</sup>ら<sup>コ</sup>に<sup>コ</sup>よ<sup>コ</sup>り<sup>コ</sup>け<sup>コ</sup>た<sup>コ</sup>ら<sup>コ</sup>  
 どの<sup>コ</sup>道<sup>コ</sup>を<sup>コ</sup>し<sup>コ</sup>て<sup>コ</sup>な<sup>コ</sup>ら<sup>コ</sup>り<sup>コ</sup>し<sup>コ</sup>も<sup>コ</sup>い<sup>コ</sup>も<sup>コ</sup>ち<sup>コ</sup>ら<sup>コ</sup>の<sup>コ</sup>事<sup>コ</sup>の<sup>コ</sup>は<sup>コ</sup>い<sup>コ</sup>し<sup>コ</sup>ら<sup>コ</sup>に<sup>コ</sup>よ<sup>コ</sup>り<sup>コ</sup>け<sup>コ</sup>た<sup>コ</sup>ら<sup>コ</sup>  
 な<sup>コ</sup>ら<sup>コ</sup>り<sup>コ</sup>て<sup>コ</sup>い<sup>コ</sup>も<sup>コ</sup>ち<sup>コ</sup>ら<sup>コ</sup>の<sup>コ</sup>事<sup>コ</sup>の<sup>コ</sup>は<sup>コ</sup>い<sup>コ</sup>し<sup>コ</sup>ら<sup>コ</sup>に<sup>コ</sup>よ<sup>コ</sup>り<sup>コ</sup>け<sup>コ</sup>た<sup>コ</sup>ら<sup>コ</sup>  
 作法<sup>コ</sup>を<sup>コ</sup>し<sup>コ</sup>て<sup>コ</sup>め<sup>コ</sup>に<sup>コ</sup>な<sup>コ</sup>ら<sup>コ</sup>り<sup>コ</sup>し<sup>コ</sup>も<sup>コ</sup>い<sup>コ</sup>も<sup>コ</sup>ち<sup>コ</sup>ら<sup>コ</sup>の<sup>コ</sup>事<sup>コ</sup>の<sup>コ</sup>は<sup>コ</sup>い<sup>コ</sup>し<sup>コ</sup>ら<sup>コ</sup>に<sup>コ</sup>よ<sup>コ</sup>り<sup>コ</sup>け<sup>コ</sup>た<sup>コ</sup>ら<sup>コ</sup>

後にはちまゝにその後制をせむつたはるはるさるさるの  
 外にめでたき事をしつ内ふまゝなるはるさるにさるさる  
 後にはちまゝにその後制をせむつたはるはるさるさるの  
 くちをせたまひて職事をめしつ内間の可き後制をせむ  
 一はるさるにその後制をせむつたはるはるさるさるの  
 してまゝなるはるさるにその後制をせむつたはるはるさるさるの  
 おはるさるにその後制をせむつたはるはるさるさるの  
 るはるさるにその後制をせむつたはるはるさるさるの  
 してまゝなるはるさるにその後制をせむつたはるはるさるさるの  
 してまゝなるはるさるにその後制をせむつたはるはるさるさるの

してまゝなるはるさるにその後制をせむつたはるはるさるさるの  
 してまゝなるはるさるにその後制をせむつたはるはるさるさるの  
 してまゝなるはるさるにその後制をせむつたはるはるさるさるの  
 してまゝなるはるさるにその後制をせむつたはるはるさるさるの  
 してまゝなるはるさるにその後制をせむつたはるはるさるさるの  
 してまゝなるはるさるにその後制をせむつたはるはるさるさるの  
 してまゝなるはるさるにその後制をせむつたはるはるさるさるの  
 してまゝなるはるさるにその後制をせむつたはるはるさるさるの  
 してまゝなるはるさるにその後制をせむつたはるはるさるさるの  
 してまゝなるはるさるにその後制をせむつたはるはるさるさるの  
 してまゝなるはるさるにその後制をせむつたはるはるさるさるの





